

長野県行政・財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会情勢の変化や新たな課題に対応した簡素で効率的・効果的な行政運営を確立し、持続可能な財政構造の構築を図るため、行政・財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、行政・財政改革に向けた方針の総合的な調整及び効果的な推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、本部会議の議長となる。

4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。

5 副本部長は、総務部を担任する副知事をもって充て、本部長が不在のときは、副本部長がこれを代理する。

6 本部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第5条 本部の事務局を総務部財政課に置く。

(地方部)

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地方事務所ごとに地方部を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 本部長は、行政・財政改革の推進に当たり、必要に応じて有識者及び県民から意見を聴くものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	
危機管理部長	林務部長
企画部長	建設部長
総務部長	会計管理者
健康福祉部長	企業局長
環境部長	教育長
商工労働部長	警察本部長
観光部長	長野地方事務所長
農政部長	上記のほか本部長が指定する者